

堺市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

堺市職員安全衛生管理規則（昭和50年規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、安全管理者及び衛生管理者」を「及び安全管理者等（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、化学物質管理者及び保護具着用管理責任者をいう。次条及び第5条において同じ。）」に改める。

第3条第1項中「、安全管理者及び衛生管理者」を「及び安全管理者等」に改める。

第5条第1項中「安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び衛生推進者」を「安全管理者等」に改める。

第9条の2の後に次の2条を加える。

（化学物質管理者）

第9条の3 本市に安全衛生規則第12条の5の規定に基づき化学物質管理者を置く。

2 化学物質管理者は、係長級以上の職位にある職員であつて、安全衛生規則第12条の5第1項各号に掲げる事項を担当するために必要な能力を有すると認められるもののうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

3 化学物質管理者は、前項に規定する事項の管理に係る業務を行う。

（保護具着用管理責任者）

第9条の4 本市に安全衛生規則第12条の6の規定に基づき保護具着用管理責任者を置く。

2 保護具着用管理責任者は、係長級以上の職位にある職員であつて、保護具に関する知識及び経験を有すると認められるもののうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

3 保護具着用管理責任者は、安全衛生規則第12条の6第1項各号に掲げる事項の管理に係る業務を行う。

第12条第1項中「及び安全衛生推進者又は衛生管理者等」を「、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、化学物質管理者又は保護具着用管理責任者」に改める。

第14条を次のように改める。

（定期健康診断）

第14条 定期健康診断は、職員（次の各号のいずれかに該当する者を除く。第16条から第24条までにおいて同じ。）について毎年1回行う。

（1）週の勤務日数が2日以下の者

（2）定期健康診断を行う年度（以下この条において「実施年度」という。）の10月2日以後に採用（当該採用により、その日の前日から引き続き任用されることとなるものを除く。以下この条において同じ。）をされた者

（3）実施年度の4月1日から10月1日までの間に採用をされ、かつ、その任用期間（引き続きその更新若しくは再度の任用があり、又はそれらが見込まれる場合にあっては、当該更新後又は再度の任用後の任用期間を通算するものとする。次号において同じ。）

の末日が実施年度の3月30日までの日である者

- (4) 実施年度の4月1日前に採用をされ、かつ、実施年度において引き続き任用されている者であって、その任用期間が1年未満であるもの

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。